

第63回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）

－今後の河川敷地利用を考える－

■開催日 令和6年12月11日（水）

■時 間 10:30～12:30

■場 所 守山市市民文化会館

議 事 次 第

1. 開会
2. 河川管理者からの挨拶
3. 議事
 - 1) 第62回委員会活動の整理事項 <資料－1>
 - 2) 第62回審議対象公園の対応結果報告 <資料－2>
 - 3) 更新申請に係る審議（野洲川立入河川公園、野洲川運動公園、野洲川河川公園）
 - （1）占用許可申請説明書の説明 <占用許可申請説明書>
 - （2）基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
<資料－3>
 - （3）更新申請に係る審議（意見の提案及び助言）
4. 委員会の今後のスケジュール <参考資料－1、2>
5. 一般傍聴者からの意見聴取
6. その他
7. 閉会

【配布資料】

- ・議事次第
- ・資料－1 第62回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- ・資料－2 第62回河川保全利用委員会審議対象公園の対応結果報告
- ・資料－3 基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
- ・参考資料－1 審議対象となる野洲川占用施設一覧
- ・参考資料－2 今後のスケジュールについて
- ・参考資料－3 審議対象公園に係る占用更新許可の前回判断について

第62回河川保全利用委員会における議事整理表

議事	第62回河川保全利用委員会(R5.3.7)議事内容 (主な委員意見、決定した事項及び継続して検討する事項)	第62回委員会での結果(各委員から出された意見の提案・助言)	備考
1)委員長及び副委員長の選出	●互選により委員長に市木委員、副委員長に中井委員を選出	—	
2)第61回委員会活動の整理事項	●事務局から「資料－2 第61回河川保全利用委員会における議事整理表」にて審議事項を確認し、承認した。	—	
3)野洲川改修記念公園の更新申請に係る協議	●「占用許可申請説明書」「資料－3 審議対象公園の許可状況」「基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について」にて事務局から説明を行い、承認した。	◆意見、助言 ○駐車場にあるトイレについては、使用頻度を考慮して公園内の別の場所への移設なども含めて検討するべき ○除草剤や殺虫剤の不使用について、管理委託の契約書等に明記できないか ◆ 委員会意見の部分においては、指摘に沿って文章の修正を指示訂正して報告すること。	
5. 委員会の今後のスケジュール	●「参考資料－2 審議対象となる野洲川占用施設一覧」、「参考資料－3」により説明を受けた。	—	
6. 一般傍聴者からの意見聴取	なし	—	
7. その他	なし	—	

第 6 2 回審議対象公園の対応結果報告について

■第 6 2 回委員会審議対象公園： 野洲川改修記念公園（守山市）

1) 審議対象公園に関する許可の経緯

令和 5 年 1 1 月 1 5 日 委員会において審議

令和 6 年 2 月 2 1 日 許可処分（国近整琵琶占調河占第 1 2 8 号）

（工作物の一部撤去は、令和 6 年 2 月 9 日国近整琵琶占調河占第 1 2 3 号にて許可）

2) 占用更新許可の判断

本件については、第 6 2 回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、「河川敷利用の基本理念・基本方針」に基づき、更なる検討や取り組みの必要性について、以下のご意見をいただいたところである。

【ご意見】

○駐車場にあるトイレについては、使用頻度を考慮して公園内の別の場所への移設なども含めて検討するべき

○除草剤や殺虫剤の不使用について、管理委託の契約書等に明記できないか

占用者に対しては、第 6 2 回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえた利用の検討を求め、以下の結果となった。

【対応結果】

●駐車場にあるトイレについては、使用頻度を考慮した上で撤去の申請があり、占用更新に先んじて許可を行った

●除草剤や殺虫剤の不使用については、管理の委託に関する覚書に明記された

環境保全・再生への真摯な対応を前提に、占用期間満了に伴う更新申請については、河川法第 2 4 条（土地の占用の許可）の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成 1 1 年 8 月 5 日付け建設省河政発第 6 7 号、最終改正平成 2 8 年 5 月 3 0 日国水政第 3 3 号）の（別紙）河川敷地占用許可準則、第五（占用許可の基本方針）に基づき審査した結果、占用期間を 5 年として更新許可することが妥当と判断した。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川立入河川公園(守山市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

維持管理の受託者による見回り、清掃、施設の点検、出入口の開閉、除草等により、現状の環境が維持されている。また、河川環境に悪影響を与える除草剤や殺虫剤は使用されていない。また、適切な維持管理により河川内の樹林化が抑制され、野洲川の流下能力を維持する役割が果たされている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

自由使用を原則としており、散策、ピクニック、野球、サッカー、グラウンドゴルフ、バスケットボール、演奏、自然観察、ウォーキングなど、多様な利用が行われている。地元小学校の授業においても、川とふれあえるよう、野洲川に入る体験学習が実施されている。また、教育機関からの問い合わせがある場合に、川を身近に感じられる公園として利用が推奨するなど、河川とのふれあいを広めることに配慮されている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

「守山市都市公園条例」や「守山市野洲川河川公園非常時における管理に関する要綱」に基づき、洪水時等に対応できる体制を確保し、出水期前の安全点検や、定期的な監視・巡視など維持管理体制が構築されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

地元小学校の野洲川に入る体験学習においても、川とのふれあいだけでなく、川の危険性を学ぶ場にもなっており、地域の防災意識向上への配慮がなされている。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

整備は必要最小限であり、撤去が著しく困難な構造物はなく、供用前の環境への復元は容易である。なお、老朽化した一部の遊具は撤去され、山砂で埋め戻されている。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

原則自由使用であり、グラウンドゴルフ場においては利用者間相互で利用調整がなされている。イベント等の占有的使用の際には事前申請により、利用が競合しないよう務められている。また、野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置されたした運動施設の共同利用の調整会議を行うなど、利用が競合しないよう務めている。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川運動公園(栗東市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

維持管理において、除草剤や殺虫剤等は使用しないなど環境維持に努められている。多くの市民との協働で、河川清掃活動が行われ、河川環境への理解を高めることに資している。また、公園として適切に維持管理することで、河川内の樹林化を抑制することにつながっており、河川の維持に資するものとなっている。

② 誰もが河川に容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

「スポーツを通じて豊かなスポーツライフを送れる社会の実現と健康で豊かな生涯スポーツのまちづくり」の一環として、誰もが野洲川に触れ合うことが可能な都市公園として整備運営されている。案内看板により、野洲川の自然や生物の生息環境を感じ、河川空間に親しめる工夫がなされている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

「栗東市野洲川運動公園管理要綱」を定め、出水時には野洲川運動公園内の工作物撤去ができる体制を構築されている。毎年出水期前には工作物撤去訓練が実施され、治水上の安全に配慮されている。構造物の安全点検や、事故等の防止のため保安警備に努めるなど、利用者が安心して利用できる環境の確保が図られている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

市街化が進む栗東市において、市街地から近く、主要幹線道路からのアクセスも容易な位置にあ、平坦で広大な面積を有し、災害時の避難、復興の拠点として機能する施設である。公園として適切に維持管理することで、流下能力の維持や、河川管理施設などの監視・巡視時の視界の確保など防災に貢献するものである。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

公園施設が廃止された場合には、自然環境の修復・復元が早期に実現できるよう、比較的撤去の容易な構造物で整備されている。整備の範囲を需要に応じて必要最小限とし、今後も利用者・市民からの意見・要望の集約を行い、施設利用のあり方と施設の統合・廃止を検討することとされている。

⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

野洲市、守山市、栗東市の三市で「野洲川河川敷利用検討会」を設け、野洲川河川敷に設置された運動施設の共同利用の調整会議を行い、「野洲川河川敷共同利用マップ」を作成するなど、共同利用について協議し、利用が競合しないよう務めている。

基本方針の各項目に対する満足状況に係る河川管理者の判断について
野洲川河川公園(野洲市)

① 自然環境の保全・修復と治水・利水に資するものとする。

(河川管理者判断)

除草やゴミ拾いなどにより、現状の自然環境を適正に保全・修復する取り組みがなされている。殺虫剤、殺菌剤、除草剤は極力使わず自然環境(水質、生態系等)に悪影響を与えないよう配慮されている。また、適切に維持管理することにより、河川内の樹林化は抑制され、治水面における流下能力の維持等に資するものとなっている。

② 誰もが河川と容易にふれあえるものとする。

(河川管理者判断)

整備区域、整備施設は自由使用が原則であり、誰もが河川に容易に触れあえる場となっており、多くの市民に河川とふれ合える機会を持ってもらえるよう、市の広報誌などで施設利用などに関する広報、周知が行われている。

③ 利用施設は、治水上の安全と利用者の安全に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

整備した施設は利用時の安全性を確保するための点検、管理などの維持管理体制が構築されており、また、洪水時に治水上の支障となる構造物については転倒又は撤去を行う体制が構築されており、治水上の安全と利用者の安全に配慮されている。

④ 地域の防災意識向上に配慮したものとする。

(河川管理者判断)

野洲川河川公園を「地震」、「土砂災害」発生時の緊急避難場所に指定されており、災害時に大きな役割を果たすものである。

⑤ 利用施設の整備は、自然環境保全の観点から整備の範囲を必要最小限とし、供用前の自然環境への復元と整備資材の廃棄が容易な工夫をするものとする。

(河川管理者判断)

陸上競技場、野球場等の特定目的をもった施設は基準等に基づいた必要最小限の適正面積とするなど、構造物(工作物)は必要最小限とし、できる限り自然に近い形で整備されており、構造上撤去が困難な工作物もないことから、供用前の自然環境へ復元することは容易である。

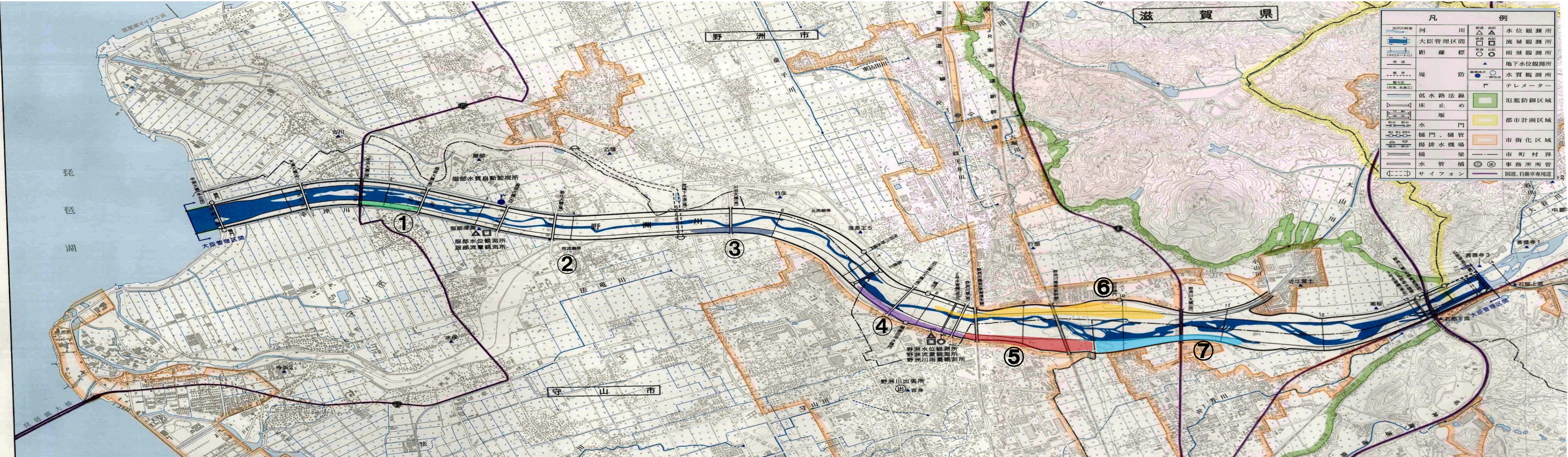
⑥ 利用が競合する場合は、関係者間で合意形成を図るものとする。

(河川管理者判断)

利用が競合する場合には、近隣で、同様の機能を有する野洲川立入河川公園(守山市)や野洲川運動公園(栗東市)を案内できる体制が取られている。それぞれの施設管理者とは連絡調整会議により情報共有が図られている。

審議対象となる野洲川占用施設一覧

地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設	地点 番号	件名	許可 受け者	場所		占用面積 (㎡)	占用許可期間	期間 満了年度	主な施設
①	野洲川 中洲親水公園	守山市	守山市幸津川町地先	左岸	27,000.99	令和2年12月1日 ～令和7年11月30日	令和7年度	自然体験交流広場 自然環境保全・創出広場 緑陰の広場	⑤	野洲川 立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏 川原～立入町川原	左岸	100,768.77	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	散策広場、クレイ広場、芝生広 場、バスケットコート、グラウン ドゴルフ場、グラウンド
②	野洲川 改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.01	令和6年4月1日 ～令和11年3月31日	令和10年 度	サッカー場 グラウンドゴルフ場 多目的広場	⑥	野洲川 河川公園	野洲市	野洲市野洲地先～野洲 市三上地先	右岸	139,181.10	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	芝生広場、多目的運動場、野 球場、陸上競技場、テニスコ ート、ゲートボール場、グラウン ドゴルフ場、健康広場
③	野洲川 川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.40	令和3年10月1日 ～令和8年9月30日	令和8年度	多目的広場 グラウンドゴルフ場 緑地広場	⑦	野洲川 運動公園	栗東市	栗東市出庭 字外川原付近	左岸	34,794.36	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	令和6年度	グラウンドゴルフ場、芝生広 場、テニスコート、ソフトボ ール場、多目的広場、陸上競技 場
④	野洲川 ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小島町字橋本地 先～野洲市野洲字坂田 地先	左岸	76,362.11	令和2年10月1日 ～令和7年9月30日	令和7年度	せせらぎ広場 ホテル広場 イベント広場 自由広場									



参考資料－２

今後のスケジュールについて(令和6年～7年度)

	令和6年度		令和7年度			
委員会回数	第62回					
開催時期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
野洲川立入河川公園 (守山市)	→ 諮問 意見の提案・助言					
野洲川河川公園 (野洲市)	→ 諮問 意見の提案・助言					
野洲川運動公園 (栗東市)	→ 諮問 意見の提案・助言					
野洲川ふれあい広場 (野洲市)			→ 諮問 意見の提案・助言			
野洲川中洲親水公園 (守山市)			→ 諮問 意見の提案・助言			
野洲川防災ステーション計画						→ 諮 問

* 場合によっては追加審議をおこないます。

野洲川立入河川公園（守山市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川立入河川公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- ・流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際には自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響に関して、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取り組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 保全の立場からは樹林があることはプラスになるものであり、残された河畔林の活用
- 流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- 自然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。
- 動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの

認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
○コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

野洲川運動公園（栗東市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川運動公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・流れや水がたまる箇所や親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際は自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・陸上競技場の改修については「河川の利用として見るとどうか」という観点からは理念に沿ったものではない。堤内地で代替できないことをもって一定の必要性があるとまではいえないが、代替土地が無くやむなく認めていると考えるべき。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号)の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 流れや水がたまる箇所や親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- 陸上競技場の改修については「河川の利用として見るとどうか」という観点からは理念に沿ったものとはいえない。代替土地が無くやむなく認めていると考えるべきであり、自

然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。

○動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。

○コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

野洲川河川公園（野洲市）に係る占用更新許可の判断について

野洲川河川公園は、第59回琵琶湖河川事務所河川保全利用委員会において、自然環境の保全・再生の観点等から、

- ・流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- ・特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- ・自然化の継続について前回の意見書でも意見を附していたが、引き続き設備改修の際は自然化を図るという意見をふまえること。
- ・動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- ・コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。

などについて、更なる検討や取り組みの必要性についてご意見やご指導をいただいたところである。

一方で、本施設は、地域住民等から様々な河川空間としての利用がなされ施設存続のニーズがあると認められること、現状の自然環境の保全に一定の配慮をした維持管理や取り組みが行われ、樹林化の抑制や防災の観点に資する役割が認められること等の理由から、河川整備計画及び基本理念等を大きく逸脱していない公園占用であり、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を目指す形態の一つであると考えます。

このため、占用者に対して、第59回河川保全利用委員会において各委員からいただいたご意見等を踏まえて環境保全・再生に関する指導を行い、これに真摯に対応されることを前提に、占用期間満了に伴う更新申請について、河川法第24条(土地の占用の許可)の審査基準である「河川敷地の占用許可について」（平成11年8月5日付け建設省河政発第67号、最終改正平成28年5月30日国水政第33号）の(別紙)河川敷地占用許可準則、第五(占用許可の基本方針)に基づき審査した結果、占用者には環境の再生・保全に関して、下記の取組みを真摯に検討することを求めるものとし、占用期間を4年として更新許可することが妥当と判断した。

なお河川管理者としても、次回許可更新までの間、適宜フォローアップを行い、占用者の取り組みや検討状況について確認を行うものとする。

- 流れや水がたまる箇所、親水護岸が部分的にあり、環境学習等での活用を図ること。
- 特定外来生物への対策について、対処方法や生育状況の把握等、情報の収集、適切な対応という観点から占用者と河川管理者が連携して対応すること
- 自然化の継続について、設備改修の際は引き続き自然化を図ること。
- 動物の移動への影響は、高水敷の土地利用が大きく変わることから影響は当然あるとの認識の必要性。また保全の観点から見て、土地利用の分断、河畔林の伐採等に対する配慮。
- コロナの影響でキャンプやバーベキュー利用の拡大が懸念されるが、管理面での予防的検討を行うべきであり、川の近くでの多様な利用についても検討が必要。